



議案第五十九号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定によ
り、本議会の議決を求める。

昭和六十年四月二十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和六拾年四月廿七日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の七・五」を「百分の六・八」に改める。

第四条中「百分の四十五」を「百分の四十」に改める。

第五条中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

第五条の二中「一万八千五百円」を「一万九千五百円」に改める。

第十条第一号中「七千八百円」を「九千九百円」に、「九千円」を「一万一千円」に改め、

同条第二号中「十九万円」を「十九万五千円」に、「五千二百円」を「六千六百元」に、「六千円」を「七千四百円」に改める。

附則第八項及び第九項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例第三条第一項、第四条、第五条、第五条の二及び第十条の規定は、昭和六十年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の三朝町国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第八項の規定により読み替えて適用される旧条例第三条第一項及び第九条の二第一項の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第九項の規定により読み替えて適用される旧条例第十条の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。